

審 査 基 準

令和 8 年 4 月 1 日作成

法 令 名	: 道路交通法
根 拠 条 項	: 第 105 条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要	: 運転経歴証明書の交付
原 権 者 (委 任 先)	: 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	: 道路交通法第 104 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、第 105 条（免許の失効）第 105 条の 2 第 1 項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第 39 条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、第 39 条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第 30 条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）
審 査 基 準	:
標 準 処 理 期 間	: 交付の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付又は特定免許情報を記録した静岡県公安委員会に対して行われた場合 1 日、ただし、提出された写真による申請については 22 日
申 請 先	: 運転免許センター又は住所地を管轄する警察署（浜北警察署を除く。）
問 合 せ 先	: 静岡県警察本部運転免許課
備 考	: